

実施要領

- 1 業務名 安佐北区内道路除草その他業務[その1](単価契約)
- 2 履行場所 安佐北区白木・高陽地区一円
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
 - (1) 入札に付する工種は、作業の実施が標準的である1号工(設計書のうち 工種・名称：1号工 除草工 機械除草(肩掛式) 飛石防護有り)とする。

この1号工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
 - (2) 他の工種については、落札した1号工種の単価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)と設計金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の比率(小数第6位以下切捨て)を他の工種の設計金額に乗じて算出し(1円未満切捨て)、100分の10に相当する額(1銭未満切捨て)を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 入札公告及び入札説明書

入札公告については、安佐北区委託業務等競争入札参加条件選定委員会事務処理要領第2条第2項により、安佐北区委託業務等競争入札参加条件選定委員会の審議を省略し、令和7年2月18日に公告予定とする。
- 6 契約の締結

落札者と別紙契約書のとおり委託契約を締結する。
- 7 契約保証金

予定総額(消費税及び地方消費税相当額を含む)の100分の10以上。
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 8 設計書の数量について

設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

